

従業員の方が休みやすい環境整備に向けて(協力依頼)

- 2月17日、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどのような場合に相談・受信いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」がとりまとめられました。
- 当該目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ことが記載されています。
- そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切です。
- つきましては、貴団体におかれては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めていただくとともに、感染拡大防止のため職場におけるテレワークや時差出勤は有効な対策となるため、積極的に活用する等の特段の配慮をお願いします。
- また、従業員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いいたします。

(参考:相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

